姬 監 公 表 第 1 3 号 令和 6年11月20日

姫路市監査委員 三輪 徹

同 芝野 稔

常盤真功

同 石見和之

令和6年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記監査を行ったので、 同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 監查事務局定期監查結果報告書
- 3 公平委員会事務局定期監査結果報告書
- 4 農業委員会事務局定期監査結果報告書

令和6年度 監査事務局定期監査(行政監査を含む。) 結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及 び行政監査

(2) 監査の対象 監査事務局

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク (既知のリスク情報、 リスク管理シート、監査等の着眼点等)から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局

令和6年9月4日から同年10月11日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、適正に執行されているものと認めた。

行政文書複写料について、納期の到来している未収金が認められた。早期徴収 に努められたい。